

施設基準等に関する掲示事項

○当医院は、以下の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っています。

- ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- ・クラウンブリッジ維持管理
- ・歯科訪問診療料の注15に規定する基準
- ・歯科技工所ベースアップ支援料

○掲示事項

初診料(歯科)の注1に掲げる基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた非常勤歯科医師が勤務しています。

クラウン・ブリッジの維持管理

装着したそ補綴物(被せ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅療養している患者さんへの診療を行っています。

明細書発行体制

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、歯科技工所ベースアップ支援料を算定しています。本支援料は補綴物(かぶせ物や義歯)の製作において、一定の点数(支援料)を算定し、その全額が歯科技工所へ支払われ、歯科技工士の賃上げに充てられます。歯科技工士の安定的な人材確保と、より高品質な技工物の提供体制を維持・強化することを目的としています。ご理解のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。